

保医発 0628 第 2 号
令和 6 年 6 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 6 年 7 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節 D 0 1 4（11）を次のように改正する。

（11） 抗カルジオリピン I g G 抗体、抗カルジオリピン I g M 抗体、抗 β_2 グリコ
プロテイン I I g G 抗体、抗 β_2 グリコプロテイン I I g M 抗体

ア 「30」の抗カルジオリピン I g M 抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を
目的として、E L I S A 法、C L I A 法又は F I A 法により実施した場合に、
一連の治療につき 2 回に限り算定する。

イ 「30」の抗 β_2 グリコプロテイン I I g G 抗体は、抗リン脂質抗体症候群
の診断を目的として、C L E I A 法、C L I A 法又は F I A 法により実施し
た場合に、一連の治療につき 2 回に限り算定する。

ウ 「30」の抗 β_2 グリコプロテイン I I g M 抗体は、抗リン脂質抗体症候群
の診断を目的として、C L E I A 法、C L I A 法又は F I A 法により実施し

た場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

エ 「30」の抗カルジオリピン I g G 抗体、抗カルジオリピン I g M 抗体、抗 β_2 グリコプロテイン I I g G 抗体及び抗 β_2 グリコプロテイン I I g M 抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発 0305 第4号)

改 正 後	現 行
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D013 (略) D014 自己抗体検査 (1)～(10) (略) (11) 抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β_2グリコプロテインIIgG抗体、抗β_2グリコプロテインIIgM抗体 ア 「30」の抗カルジオリピンIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法、<u>CLIA法又はFIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 イ 「30」の抗β_2グリコプロテインIIgG抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、<u>CLIA法又はFIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 ウ 「30」の抗β_2グリコプロテインIIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLE	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D013 (略) D014 自己抗体検査 (1)～(10) (略) (11) 抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β_2グリコプロテインIIgG抗体、抗β_2グリコプロテインIIgM抗体 ア 「30」の抗カルジオリピンIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法 <u>又はCLIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 イ 「30」の抗β_2グリコプロテインIIgG抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法 <u>又はCLIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 ウ 「30」の抗β_2グリコプロテインIIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLE

I A法、<u>C L I A法</u>又は<u>F I A法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 エ 「30」の抗カルジオリピンI g G抗体、抗カルジオリピンI g M抗体、抗 β_2グリコプロテインI I g G抗体及び抗 β_2グリコプロテインI I g M抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。 (12)～(30) (略) D 0 1 5～D 0 2 5 (略) 第2款 (略) 第2節 削除 第3節・第4節 (略) 第4部～第14部 (略) 第3章 (略)	I A法又はC L I A法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。 エ 「30」の抗カルジオリピンI g G抗体、抗カルジオリピンI g M抗体、抗 β_2グリコプロテインI I g G抗体及び抗 β_2グリコプロテインI I g M抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。 (12)～(30) (略) D 0 1 5～D 0 2 5 (略) 第2款 (略) 第2節 削除 第3節・第4節 (略) 第4部～第14部 (略) 第3章 (略)
--	---